

旅券(パスポート)申請のご案内

群馬県

令和5年3月27日現在

このご案内は、市町村窓口でよく行われている申請に該当する場合の内容です。

ここに書かれていないことについては、各旅券窓口(6ページの「市町村旅券(パスポート)窓口一覧」参照)にお問い合わせいただくか、群馬県庁ホームページ(<https://www.pref.gunma.jp>)のパスポートに関するページをご覧ください。

申請に必要な書類

◆申請窓口は、住民票のある市町村が開設した旅券窓口です。

1 一般旅券発給申請書 1通

各市町村旅券窓口にあります。

- *申請書は、有効期間が10年の旅券と5年の旅券で異なります。
- ・18歳以上の方…10年用か5年用のいずれかを選択できます。
- ・18歳未満の方…5年用のみ申請できます。
- 「ダウンロード申請書」で申請することもできます。くわしくは「パスポート申請書ダウンロード」で検索の上、ご利用上の注意事項をご確認ください。

2 戸籍謄本 1通

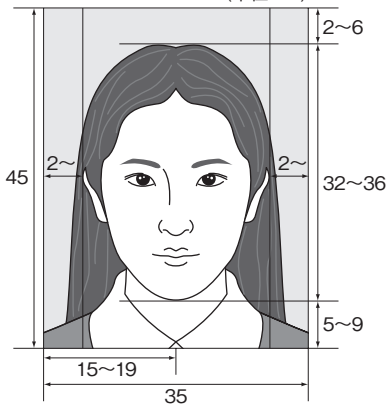
申請日前6か月以内に発行されたもの。
本籍地の市町村からお取り寄せください。

- *有効期間内に旅券を切り替える場合で、氏名、本籍の都道府県名、性別及び生年月日に変更がない場合は省略できます(ただし、親権者や国籍などを確認するために、特に必要がある場合は、省略せずに提出していただくことがあります)。
- *同一戸籍内の家族が同時に旅券の申請をする場合は、戸籍謄本1通で申請できます。
- *交付を受けた戸籍謄本に手を加える(切り離すことを含む)と無効になります。

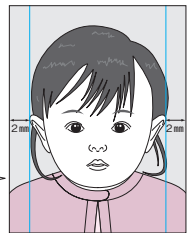
3 写真(パスポート用) 1枚

申請日前6か月以内に撮影されたもの。
写真の裏面下方に氏名を記入し、
申請書に貼らずにお持ちください。

(単位:mm)



- ① 申請者本人のみが正面を向いて撮影されたもの。
- ② 縦45mm×横35mm。ふちなしで、左図の各寸法を満たしたもの。(顔の寸法は頭頂からあごまでが、32mm~36mmのもの)
- ③ 無帽、無背景で、影のないもの。
- ④ 白黒でもカラーでも可。



左右に2mm以上の余白が無い場合、耳が入らないことがあります。

- *持参された写真が旅券に転写されます。
- *旅券の写真は、各国の出入国審査における本人確認を行う上で特に重要なため、規格外の写真や不適当な写真は受付できません。撮り直しをお願いすることになります。
- *ご自身で撮影した写真や、ボックス型の無人撮影機等で撮影した写真は、パスポート用の写真としての規格を満たさない場合があるのでご注意ください。
- *宗教上又は医療上の理由により頭部を布などで覆う必要がある方は事前に旅券窓口にご相談ください。

【ふさわしくない写真の例】

詳しくは5ページの「ふさわしくない写真の例について」をご覧ください。

4 本人確認書類

(原本で、有効なものに限る。)
(コピーは不可)

*本人確認書類の氏名、生年月日、性別、ふりがな、住所、本籍等が戸籍や住民票の記載内容と一致しているものに限りま。

*代理の方が提出する場合は、
○申請者本人の「本人確認書類」
○代理人の「本人確認書類」
それぞれの原本が必要です。

*中学生以下の方で本人確認書類がそろわない場合は、法定代理人(親権者又は後見人)の本人確認書類をお持ちください。

*該当する書類がないなど、本人確認書類についてご不明な点は、事前に旅券窓口にご相談ください。

(① + ㊦ = 可)
(㊦がない場合は①+①も可)
(㊦ + ㊦ = 不可)

① 次の書類から1点を提示してください。

- 日本国旅券(失効後6か月以内のものを含む)
- 運転免許証
- マイナンバーカード(個人番号カード)
- 写真付き住民基本台帳カード(マイナンバーカード発行前までに限る)
- 写真付き身体障害者手帳(写真貼替え防止がなされているもの)
- 海技免状
- 猟銃・空気銃所持許可証
- 宅地建物取引士証
- 電気工事士免状
- 運転経歴証明書(交付年月日が平成24年4月1日以降のもの)
- 官公庁等発行の写真付き職員身分証明書
- 無線従事者免許証 など

② ①がない方は次の㊦と㊧から各1点を提示(提出)してください。

ただし、㊦がない場合は㊦から2点をご用意ください。

*代理提出の場合は、申請者本人の本人確認書類の他に、代理人の本人確認書類として上記①又は②の中から1点を提示(提出)してください。

- ① ●保険証(健康保険証・国民健康保険証、共済組合員証、後期高齢者医療被保険者証、介護保険被保険者証 など)
- 年金手帳または年金証書(国民年金手帳・証書、厚生年金手帳・証書、共済組合年金証書 など)
- 印鑑登録証明書とその登録印(印鑑登録カード・手帳では不可。住民票の写しを添付して同一世帯の家族であることが確認できる場合には世帯主のものでも可)

- ② ●学生証(写真付きのもの)
- 会社の身分証明書(写真付きのもの)
- 公の機関が発行した資格証明書(写真付きのもの)
- 福祉医療費受給資格者証
- 母子健康手帳(小学生以下に限る)
- 雇用保険被保険者証
- 在学証明書(学校教育法第1条に規定する学校等が発行したもの)
- 失効後6か月を経過した旅券(公用旅券を含み本人確認が可能なもの) など
- *㊦の書類2点では不可。㊦と組み合わせること。

5 前回取得した旅券

- *有効中の旅券をお持ちの方は、申請時にその旅券を提示しないと受付できません。(新しい旅券の交付時に返納していただきます)
- *過去に旅券を取得した方は、有効期間を過ぎていても、前回の旅券をお持ちください。

○ 住民票の写し

・住民票の写しの提出は原則不要です。ただし、居所申請(住民票のある市町村以外で申請)の際は必要です。居所申請については、5ページ「居所申請(住民票のある市町村以外での申請)について」をご覧ください。

この「ご案内」の内容について

この「ご案内」は、旅券（パスポート）の発給申請のうち、次の1から3のいずれかに該当する場合の内容です。

- 1 初めて旅券を申請する場合（新規申請）
- 2 前回の旅券の有効期間が切れている場合（新規申請）
- 3 旅券の有効期間が残っているが、次の①から⑤のいずれかに該当する場合（切替新規申請又は残存有効期間同一旅券の申請）
 - ① 旅券の残存有効期間が1年未満となった場合
 - ② 旅券の記載事項に変更があった場合
 - ③ 旅券の記載事項の訂正を行った訂正旅券から新規旅券への切り替えを希望する場合
 - ④ 旅券の査証欄に余白がなくなった場合
 - ⑤ 旅券の残存有効期間が1年以上の場合で、現在所持している旅券を損傷した場合

有効期間内に切り替える際の注意事項

- 新たな旅券を発給するため、**旅券の番号は変わります。**
- **有効な旅券は申請時に提示していただき、新しい旅券の交付時に返納していただきます。** 残存有効期間は、切り捨てになり、新しい旅券の有効期間には加算されません。

※ 旅券の残存有効期間が1年未満となったとき又は査証欄に余白がなくなったときで、旅券の記載事項に変更がない場合は電子申請も可能です（所在地の市町村が対応している場合に限り）。くわしくは外務省及び群馬県のホームページをご確認ください。

申請についてのご注意

未成年者（申請時18歳未満の方）が申請する場合

- 申請できる旅券の種類は**5年間有効の旅券のみ**です。10年間有効な旅券は申請できません。
- 申請書（裏面）の「法定代理人署名」欄に、**親権者（父又は母）本人又は未成年後見人本人の署名が必要**です。
- 申請時に12歳未満の方の旅券手数料は減額されて、6,000円になります。年齢は、「年齢計算に関する法律」（明治35年法律第50号）により決まります。この法律によれば、年齢は誕生日の前日に1歳加算され、**12回目の誕生日の前日に12歳**となります。このため、**手数料の減額措置は、12回目の誕生日の前々日まで**に申請を行った方に対し適用されます。

成年被後見人が申請する場合

- 申請書（裏面）の「法定代理人署名」欄に、**成年後見人本人が必ず署名**してください。後見人の氏名等が戸籍で確認できない場合は、後見登記に関する登記事項証明書を提示又は提出していただきます。

代理人が提出する場合

- 旅券の申請書は、申請者が指定した方が、代理で提出することができます（**旅券の受け取りは申請者ご本人のみ**です）。

ただし、次の方は、申請書の代理提出はできません（必ずご本人が申請にお越しください）。

- ◆有効期間中の旅券を紛失・盗難・焼失した方、◆有効期間中の旅券を損傷した方、◆刑罰等関係に該当する方、◆居所申請の方

代理で提出するためには、次の書類が必要です。

- ① 申請者本人が記入した「一般旅券発給申請書」のほか、「申請に必要な書類」（1ページ参照）
- ② **申請書（裏面）の『申請書類等提出委任申出書』の記入が必要です**（法定代理人が提出する場合は不要）。
- ③ 代理の方の「本人確認書類」（1ページ参照）（申請者本人の「本人確認書類」も必要です）。

申請書の次の欄は、必ず申請者本人が記入してください。

- 小学生以上の方は、本人が自署する必要があります。なお、未就学児の場合、法定代理人が代筆することができます。
- 申請書（表面）：「所持人自署」、「刑罰等関係」の欄
申請書（裏面）：『申請書類等提出委任申出書』の『申請者記入』の「引受人氏名」、「申請者との関係」、「引受人住所」の欄

※ 代理の方は、申請者の本人確認を適正に行った上で、申請内容を十分に把握しておく必要があります。

※ 5件以上の申請書を代理で提出する場合は、申請する窓口にご予約ください。

刑罰等関係に該当する場合

申請書の「刑罰等関係」に該当する方は、事前に、申請者本人が、群馬県知事戦略部地域外交課海外渡航係（電話027-226-3860）にお問い合わせください。

発給可否について慎重な審査が必要なため、一定の期間がかかりますので、お早めにご相談ください。

過去に申請後に旅券を受け取らなかったことがある場合

必ず窓口にお申し出ください。前回受領せず、再度、旅券を申請する場合の手数料について通常より高くなる場合があります。

3～4ページに掲載した記入例は、令和5年3月27日以降使用する申請書様式に対応したものです。申請には必ず最新の申請書を使用してください。

記入例とご注意

※申請書は、5年用と10年用があります。

- ◎ **① 「所持人自署」欄の訂正はできません。「所持人自署」欄の署名を書き損じた場合(枠からはみ出し、かすれ、二度書き等を含む)は、新しい申請書に書き直してください。**
- ◎ 申請書は、機械で読み取りますので、折ったり、汚したりしないでください。
- ◎ 黒又は青の濃いインクのボールペン等(にじむインク、裏写りするインクは不可)で、指定の枠内にかい書体で記入してください。
- ◎ **消せるインクを使用したボールペンは使用しないでください。**
- ◎ 書き間違えた場合は、間違えた箇所を二本線で消し、正しい内容を枠外に書き加えてください(修正液等は使用しないでください)。
- ◎ 申請者本人が必ず記入する欄を、本人以外の方が記入した場合や、記入もれがある場合は受付できません。

① ② ③ 枠内は申請者本人(旅券名義人)が、記入してください。

所持人自署

サインとして、旅券にそのまま転写されます。一行ではっきりお書きください。
小学生以上の方は、申請者本人が署名(サイン)してください。(代理署名について)

申請者が乳幼児又は身体の障害等により署名ができない場合は、次の方が次の順番で代理で署名することができます。**①法定代理人(親権者(父又は母)又は後見人) ②配偶者③渡航に同行する方(付添人)**

【所持人自署の例】

漢字で書く場合

上州 花子

ローマ字で書く場合

Hanako Joshu

幼児等がひらがなで書く場合

じょうしゅう はなこ

【代筆の例】

母がローマ字で代筆する場合

上州 花子
by M. Joshu (Mother)

父が漢字で代筆する場合

上州 花子
上州一郎(父)代筆

×【署名としてよくない例】

はみだしているもの

Hanako Joshu

かすれたり、二度書きしてあるもの

上州 花子

過去の旅券所持歴等について

過去に申請後に旅券を受領しなかったことがあるか、過去に旅券を所持したことがあるかについて記載してください。所持歴があれば前回旅券に記載の姓、旅券番号、発行年月日も記入してください。

へボン式ローマ字のつづり方

※赤字のものは特に誤りやすいので注意してください。

あ	か	さ	た	な	は	ま	や	ら	わ	ん	が	ざ	だ	ば	ぱ
A	KA	SA	TA	NA	HA	MA	YA	RA	WA	N(M)	GA	ZA	DA	BA	PA
い	き	し	ち	に	ひ	み	り	ぬ	ぎ	じ	ぢ	び	ぴ		
I	KI	SHI	CHI	NI	HI	MI	RI	I	GI	JI	Ji	BI	PI		
う	く	す	つ	ぬ	ふ	む	ゆ	る	ぐ	ず	づ	ぶ	ぷ		
U	KU	SU	TSU	NU	FU	MU	YU	RU	GU	ZU	ZU	BU	PU		
え	け	せ	て	ね	へ	め		れ	げ	ぜ	で	べ	ぺ		
E	KE	SE	TE	NE	HE	ME		RE	GE	ZE	DE	BE	PE		
お	こ	そ	と	の	ほ	も	よ	ろ	を	ご	ぞ	ど	ぼ	ぽ	
O	KO	SO	TO	NO	HO	MO	YO	RO	O	GO	ZO	DO	BO	PO	

きゃ	しゃ	ちゃ	にゃ	ひゃ	みゃ	りゃ	ぎゃ	じゃ	びゃ	ぴゃ
KYA	SHA	CHA	NYA	HYA	MYA	RYA	GYA	JA	BYA	PYA
きゅ	しゅ	ちゅ	にゅ	ひゅ	みゅ	りゅ	ぎゅ	じゅ	びゅ	ぴゅ
KYU	SHU	CHU	NYU	HYU	MYU	RYU	GYU	JU	BYU	PYU
きょ	しよ	ちよ	にょ	ひょ	みょ	りょ	ぎょ	じょ	びょ	ぴょ
KYO	SHO	CHO	NYO	HYO	MYO	RYO	GYO	JO	BYO	PYO

撥音の「ん」は「N」で表記する
(例) かなだ→KANDA

【特例】
B・M・Pの前では「N」ではなく「M」で表記する
(例) なんば→NAMBA
(例) ぐんま→GUMMA

長音の「O」「U」は記入しない
(例) さとう→SATO
(例) おおた→OTA
(例) ようこ→YOKO
(例) ゆうた→YUTA

促音の「っ」は子音を重ねる

(例) はっとり→HATTORI
(例) きっかわ→KIKKAWA
【特例】ち(CHI)ちゃ(CHA)ちゅ(CHU)ちょ(CHO)音に限り、その前に「T」を加える
(例) ほっち→HOTCHI

出発予定日

具体的な日程が決まっていない場合には、未記入で結構です。

出発予定日 令和△△年△月△日 ※主要渡航先の滞在期間 3ヶ月未満 3ヶ月以上

旅券名の氏名表記

旅券面の氏名表記について、へボン式ローマ字によらないローマ字表記及び別名併記を希望する場合のみ、この欄に記入してください。
(ただし一定の条件及び制約があります。事前にご相談ください。)

※ 次の各項目のいずれかに該当する場合には、該当する項目のに印をつけた上で、下記の渡航目的及び渡航先を記入してください。

① 表面の刑罰等関係欄に該当する事項がある場合 ② 旅券の二重発給を受けようとする場合

渡航目的(具体的に) ① 渡航先(国名と、コード表を参照して国コードを記入してください) ② 渡航先(渡航先国名と、コード表を参照して国コードを記入してください) ③ 渡航先(渡航先国名と、コード表を参照して国コードを記入してください) ④ 渡航先(渡航先国名と、コード表を参照して国コードを記入してください)

※ 次の各項目のいずれかに該当する場合には、該当する項目のに印をつけた上で、下記の渡航目的及び渡航先を記入してください。

旅券面の氏名表記について、へボン式ローマ字によらないローマ字表記及び別名併記を希望する場合のみ、この欄に記入してください。(ただし一定の条件及び制約があります。事前にご相談ください。)

注：旅券面への表記可能な文字数は姓・名・スベール合わせて37文字(別名併記を除く)までです。記号(、〜など)や、数字(ⅡⅢなど)等は記入できません。但し、別名併記の()は記入可。

法定代理人署名

申請者が未成年者(18歳未満)又は成年被後見人の場合は、法定代理人(親権者(父又は母)又は後見人)の署名が必要です。

法定代理人(親権者、後見人など)署名

本人確認欄 (1点でよい書類) 日本国旅券 運転免許証 個人番号カード 船員手帳 海技免状 猟銃等所持証

戦傷病者手帳 宅建取引士証 電気工事士免状 無線従事者免許証 官公庁職員身分証明書 身体障害者手帳(偽造防止) 偽造防止

(2点必要な書類) 健康保険証 国民健康保険証 船員保険証 非ヘボン 別名併記 長音表記

印鑑登録証明書及び実印 後期高齢者医療被保険者証 その他写真付きの身分証明書 学生証・社員証・公的資格証明書など 年金証書 国章

証明書資料名() 理由()

記入しないでください。

申請書類等提出委任申出書

申請書類の提出を代理人に依頼するときの申出書です(法定代理人が書類を提出する場合は記入不要)。

【申請者記入】
点線から上の部分は、申請者本人が記入してください。

【引受人記入】
点線から下の部分は、代理人(引受人)が記入してください。

申請書類等提出委任申出書
(法定代理人が申請者に代わって申請書類などを提出する場合には、本様式の提出は不要です)

私は旅券法第3条第6項の規定に基づき、下記の引受人を通じて旅券申請書類等を提出いたしたく、申し出ます。

申請者記入 令和△△年△△月△△日
引受人氏名 上州 一郎 申請者との関係 父
引受人住所 前橋市〇〇町〇〇番地

私は本件申請に係る必要書類等を申請者に代わり提出することを引き受けました。私が提出する申請者の所持人自署は本人自筆のもの(又は適正な記名)であること及び写真は本人のものに相違ないことを確認します。私は、過去5年間、旅券の不正取得に係わったことはありません。

引受人記入 令和△△年△△月△△日 連絡先電話番号 027(221)XXXX
生年月日 明治・大正・昭和・平成・令和37年 4月10日

注意事項 1. 申請者の指定した者が、代わりに申請書類などを提出する場合には、提出者本人を確認するに足る書類等を提示(出)してください。
2. この申請による旅券取得が日本国法令の罰則に該当する場合、申請者代わりに必要書類などを提出した者も罰せられることがあります。

一般旅券発給申請書 (5年用)

新規・切替 (18歳未満の申請者又は18歳以上で有効期間が5年の一般旅券を希望する申請者用)

受理年月日 受理区 姓 氏名 姓 氏名 姓 氏名 姓 氏名 姓 氏名 姓 氏名 姓 氏名

写 ↑ 真 貼らすに お持ちください。

氏名 ジョウ シュウ ハナコ

姓 上州 氏名 花子

姓 JOSHU 氏名 HANAKO

所持人自署 (この署名は旅券にそのまま転写されます) 上州 花子

性 男 別 女 生年 1993年07月06日

本籍 群馬県 前橋市〇〇町〇〇番地

旅券番号 M/T/366820 発行年月日 20050307

最後に発給を受けた旅券に記載の姓をローマ字、左詰めで記入してください。 JOSHU

この申請書提出する日の年齢 18歳以上の場合は、下欄の()内に「5」と必ず記入してください。 ※3日以上(但し)届出を行っている場合は、枠内に印を記入してください。

現住所 〒371-△△△△ 電話 027(221)XXXX 携帯 090(9870)XXXX メールアドレス hanako@XXXX.jp

住所 前橋市〇〇町〇〇番地

氏名 上州 一郎 申請者との関係 父 電話 027(221)XXXX

罰 刑 罰 等 関 係

現在外国の国籍を有していますか。 (※該当する枠内に印を記入してください) はい いいえ

「はい」の場合
どの国の国籍ですか。 取得年月日 年 月 日 どのような方法で取得しましたか。 外国籍の父又は母の帰化 外国での出生 外国人との婚姻又は養子縁組 帰化申請又は国籍取得届出

※次の各事項に該当しているか否か、に印を記入してください。 (本人又は法定代理人が記入してください) はい いいえ

1. 外国で入国拒否、退去命令又は処罰されたことがありますか。 はい いいえ

2. 現在日本国法令により起訴され、判決確定前の状態ですか。 はい いいえ

3. 現在日本国法令により、仮釈放、刑の執行停止又は執行猶予の処分を受けていますか。 また刑の執行を受けなければならない状態にありますか。 はい いいえ

4. 旅券法違反で有罪となり、判決が確定したことがありますか。 はい いいえ

5. 日本国旅券や渡航書を偽造したり、又は日本国旅券や渡航書として偽造された文書を行使して(未遂を含む)、日本国刑法により、有罪となり、判決が確定したことがありますか。 はい いいえ

6. 国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務に関する法律を適用され外国から帰国したことがありますか。 はい いいえ

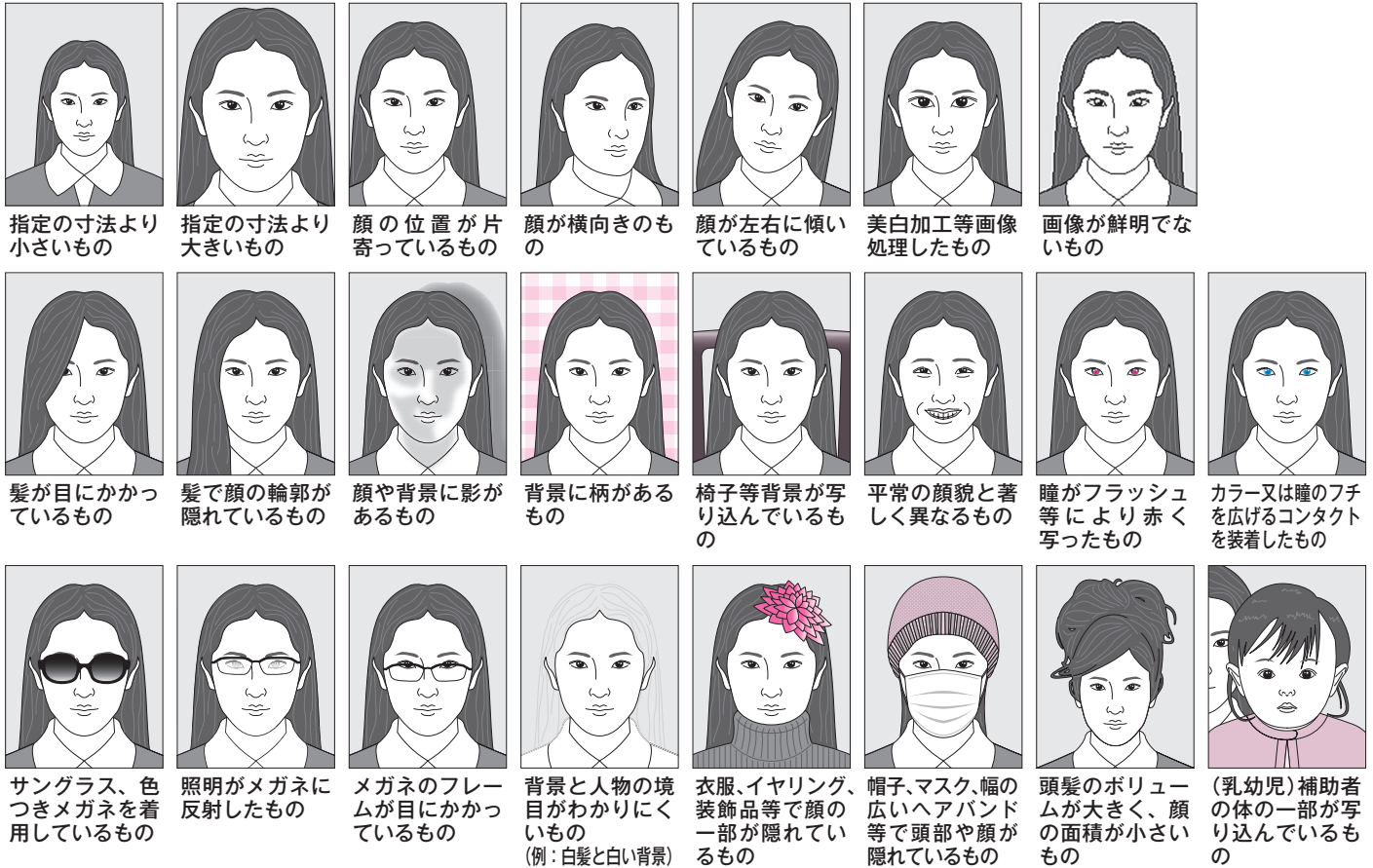
外務省 03 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 00

別記第2号様式

ふさわしくない写真の例について

次のような写真は受付できません。

- ※ イラストの例に当てはまらない写真であってもふさわしくない写真と判断したもの、規格を満たさないものは**撮り直しをお願いする場合があります。**
- 画像不鮮明、画質不良、変色、傷、汚れのあるもの。その他人物が特定しにくいもの。
- 変形やマスキングなど画像処理をほどこしたもの。
- メガネは光の反射やフレームの影などで撮り直しをお願いすることが特に多いので注意してください。(写真の撮り直しを防ぐために、メガネを外して撮ることもご検討ください)



写真の規格の詳細については、外務省ホームページ「パスポート申請用写真の規格」をご覧ください。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/ic_photo.html

居所申請（住民票のある市町村以外での申請）について

- 群馬県内の市町村に通勤している方、通学している方、外国からの一時帰国者などで、一定の要件に該当する方は、住民票のない市町村窓口でも申請できる場合があります。
- 必ずご本人が、申請窓口にお越しください。**申請書の代理提出はできません。**
- 通常の申請に必要な書類の他に、住民票の写し（コピー不可）及び居所を確認する書類が必要なため、**必ず事前に各市町村の旅券窓口（6ページ参照）にお問い合わせください。**

旅券の受け取り（受領）について

- ① 旅券は、必ず**申請者ご本人が、申請した旅券窓口**でお受け取りください。
- ② 旅券は、受け取り予定日以降、早めにお受け取りください。発行日から6か月以内に受け取らない場合、旅券は失効します。受け取り予定日については、下表「旅券の受け取りまでの日数」を参照してください。

旅券の受け取りまでの日数

前橋市以外の市町村	申請日を含め、土曜・日曜・国民の祝日・振替休日・年末年始（12/29～1/3）を除いて計算して、 6日目
前橋市	申請日を含め、土曜・日曜・国民の祝日・振替休日・年末年始（12/29～1/3）を除いて計算して、 5日目

- ③ 受け取りの際は、申請時にお渡しする「**旅券引換書**」及び**手数料**が必要です。
- ④ 手数料は、下表のとおり、収入印紙及び群馬県収入証紙で納めてください。

旅券の種類	申請日現在の満年齢	収入印紙	群馬県収入証紙	計
10年有効な旅券	18歳以上	14,000円	2,000円	16,000円
5年有効な旅券	12歳以上	9,000円	2,000円	11,000円
	0歳から11歳	4,000円	2,000円	6,000円
残存有効期間同一旅券	—	4,000円	2,000円	6,000円

市町村旅券（パスポート）窓口一覧

- **申請窓口は、住民票のある市町村が開設した旅券（パスポート）窓口です。**
- 住民票のある市町村以外での申請については、5ページの「居所申請について」をご覧ください。
- 申請受付時間などの詳細は、群馬県庁地域外交課海外渡航係または住民票のある市町村の旅券窓口にお問い合わせください。

市町村の旅券（パスポート）窓口一覧

住民票のある市町村	申請窓口	電話番号	所在地
前橋市	前橋市パスポートセンター	027-898-6124(直通)	前橋市大手町2-12-1 前橋市役所1階
高崎市	高崎市パスポートセンター	027-323-1555(直通)	高崎市八島町222 JR高崎駅東口イーサイト3階 高崎駅市民サービスセンター内
桐生市	桐生市役所 市民課	0277-46-1111(代表)	桐生市織姫町1-1
伊勢崎市	伊勢崎市役所 市民課	0270-27-2728(直通)	伊勢崎市今泉町2-410
太田市	太田市東サービスセンター	0276-40-1122(直通)	太田市石原町81 イオンモール太田2F
沼田市	沼田市役所 市民課	0278-23-2111(代表)	沼田市下之町888
館林市	館林市役所 市民課	0276-47-5123(直通)	館林市城町1-1
渋川市	渋川市役所 市民課	0279-22-2459(直通)	渋川市石原80
藤岡市	藤岡市役所 市民課	0274-40-2355(直通)	藤岡市中栗須327
富岡市	富岡市役所 市民課	0274-62-1511(代表)	富岡市富岡1460-1
安中市	安中市役所 市民課	027-382-1111(代表)	安中市安中1-23-13
みどり市	みどり市役所 大間々市民生活課	0277-76-2111(代表)	みどり市大間々町大間々1511
榛東村	榛東村役場 住民生活課	0279-26-2494(直通)	北群馬郡榛東村大字新井790-1
吉岡町	吉岡町役場 住民課	0279-54-3111(代表)	北群馬郡吉岡町大字下野田560
上野村	上野村役場 総務課	0274-59-2111(代表)	多野郡上野村大字川和11
神流町	神流町役場 住民生活課	0274-57-2111(代表)	多野郡神流町大字万場90-6
下仁田町	下仁田町役場 住民税務課	0274-82-2112(直通)	甘楽郡下仁田町大字下仁田682
南牧村	南牧村役場 住民税務課	0274-87-2011(代表)	甘楽郡南牧村大字大日向1098
甘楽町	甘楽町役場 住民課	0274-64-8314(直通)	甘楽郡甘楽町大字小幡161-1
中之条町	中之条町役場 住民福祉課	0279-75-2111(代表)	吾妻郡中之条町大字中之条町1091
長野原町	長野原町役場 町民生活課	0279-82-2245(直通)	吾妻郡長野原町大字長野原1340-1
嬬恋村	嬬恋村役場 住民課	0279-96-0515(直通)	吾妻郡嬬恋村大字大前110
草津町	草津町役場 住民課	0279-88-7192(直通)	吾妻郡草津町大字草津28
高山村	高山村役場 住民課	0279-63-2111(代表)	吾妻郡高山村大字中山2856-1
東吾妻町	東吾妻町役場 町民課	0279-68-2111(代表)	吾妻郡東吾妻町大字原町1046
片品村	片品村役場 住民課	0278-58-2116(直通)	利根郡片品村大字鎌田3967-3
川場村	川場村役場 住民課	0278-52-2111(代表)	利根郡川場村大字谷地2390-2
昭和村	昭和村役場 総務課*	0278-24-5111(代表)	利根郡昭和村大字糸井388
みなかみ町	みなかみ町役場 町民福祉課	0278-25-5029(直通)	利根郡みなかみ町後閑318
玉村町	玉村町役場 住民課	0270-64-7701(直通)	佐波郡玉村町大字下新田201
板倉町	板倉町役場 住民環境課	0276-82-6131(直通)	邑楽郡板倉町大字板倉2682-1
明和町	明和町役場 住民保険課	0276-84-3111(代表)	邑楽郡明和町新里250-1
千代田町	千代田町役場 住民福祉課	0276-86-2111(代表)	邑楽郡千代田町大字赤岩1895-1
大泉町	大泉町役場 住民課	0276-63-3111(代表)	邑楽郡大泉町日の出55-1
邑楽町	邑楽町役場 住民保険課	0276-88-5511(代表)	邑楽郡邑楽町大字中野2570-1

*令和5年4月1日から「昭和村役場 住民課」に変更

群馬県 知事戦略部 地域外交課 海外渡航係

(注意)群馬県では申請の受け付けはしていません。

(所在地) 群馬県前橋市大手町1-1-1

(電話番号) 027-226-3860

(FAX) 027-225-1211